

# 苫小牧工業高等専門学校教員会議規程

規則第6号

制 定	昭和40年3月16日
一部改正	昭和42年4月1日
一部改正	昭和43年4月1日
一部改正	昭和49年4月1日
一部改正	平成14年4月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年3月16日

(設置)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教務及び厚生補導その他校長が認めた事項について審議するため教員会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教授，准教授，講師，助教及び助手
- 三 事務部長

(会議及び議長)

**第3条** 会議は必要に応じ校長がこれを招集し，その議長となる。

2 議長が不在のときは，あらかじめ議長が指名した副校長がその職務を代行する。

(定足数)

**第4条** 会議の開催は，原則として構成員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし，長期出張，休職，停職中の者及び療養中の者（独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第22条の規定により就業できない者）等は，定足数から除く。

(構成員以外の者の出席)

**第5条** 議長が必要と認めた場合は，構成員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

(会議の事務)

**第6条** 会議の事務は，総務課において処理する。

(雑則)

**第7条** この規程に定めるもののほか，会議の運営に関する必要な事項は，別に定める。

**附 則**

この内規は、昭和40年3月16日から施行する。

**附 則**

この内規は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。